

旧東芝コンポーネンツ株式会社君津工場跡地の 土壌汚染等の対策について

市民環境部

本市内箕輪地区の旧東芝コンポーネンツ(株)君津工場跡地について、千葉県は土壌汚染対策法第7条第1項の規定に基づき、平成29年12月15日付けで要措置区域等の指定を行い、(株)東芝に対して、当該地の汚染の除去等の措置を講ずるよう指示している。

この度、同社から県に平成30年4月12日付けで汚染の除去等の措置計画書が提出され、具体的な対策の概要が決定したので報告する。

1 要措置区域等の指定の内容

区域の種類	基準に適合しない特定有害物質	講ずべき指示措置
要措置区域	トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め
	テトラクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン	地下水の水質の測定
形質変更時 要届出区域	ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物	なし

2 汚染除去対策の内容

(1) 計画工期

平成30年6月～平成31年6月（13か月）

(2) 対策の方法

◎要措置区域

- ・揚水井戸による汚染地下水の揚水及び水処理施設による無害化处理
- ・汚染土壌の掘削除去

掘削面積 208.16 m²、掘削土量 1,506.08 m³、最大掘削深度 13.0m

◎形質変更時要届出区域

当該区域について、講ずべき措置は指示されていないが、汚染土壌及び埋設廃棄物の掘削除去を行う。

- ・汚染土壌の掘削除去

掘削面積 324.48 m²、掘削土量 1,946.88 m³、最大掘削深度 7.0m

- ・埋設廃棄物の掘削除去

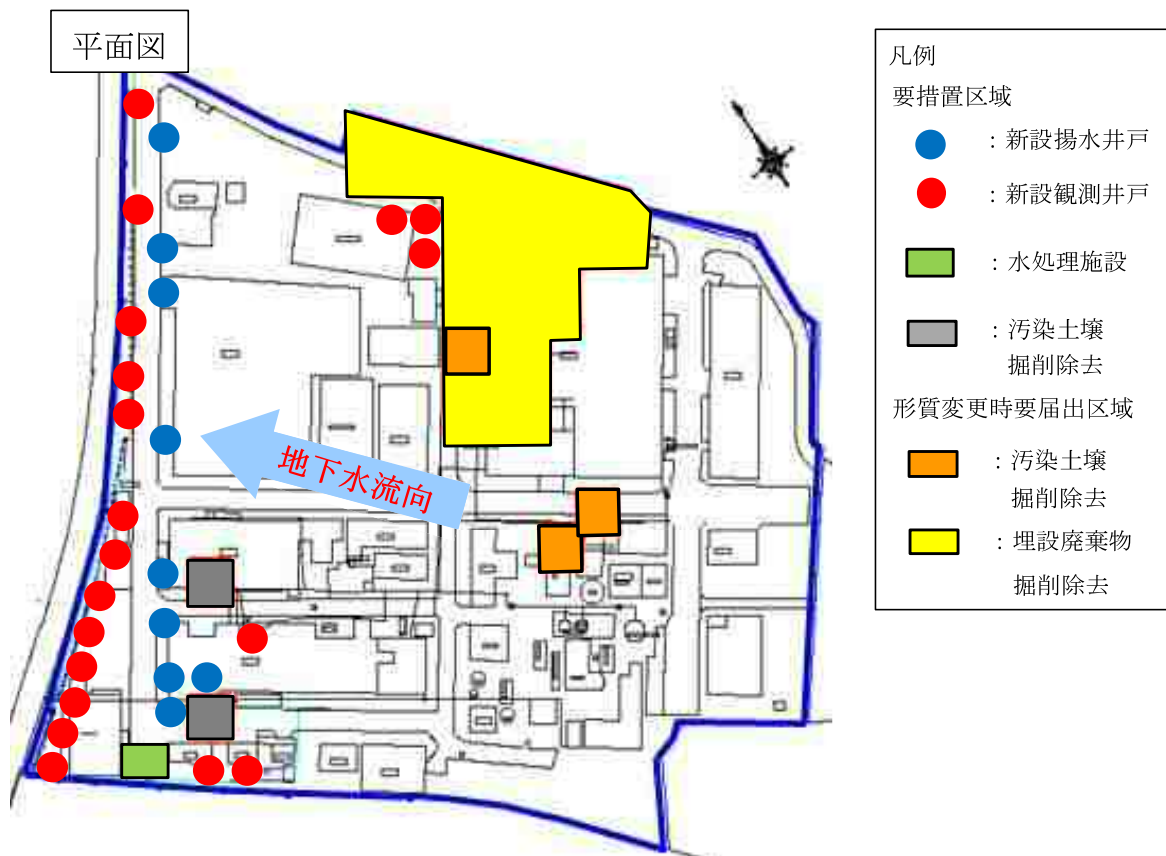
掘削面積 3,650.10 m²、掘削土量 7,931.34 m³、最大掘削深度 4.8m

※ 対策実施後、地下水の揚水対策に伴う地盤沈下を監視するため、地盤の水準測量を行うとともに、地下水の流向の下流側に観測井戸を設置し、定期的に地下水の水質をモニタリングする予定。

3 位置図及び平面図



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>) を加工



4 汚染除去対策の工程

	平成30年						平成31年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
建屋解体	●												
地下水汚染対策	●												
土壌汚染対策						●							
埋設廃棄物除去							●						

5 今後の予定

- 5月下旬 環境審議会 (予定)
- 6月1日～2日 住民説明会
- 6月上旬 工事着工